

京都市消防局訓令乙第14号

各 部

防 災 危 機 管 理 室

消 防 学 校

各 消 防 署

京都市消防局市民生活の安全に関する規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市消防局長 折坂 義雄

第33条中「防災体験学習等又は防災指導車, 起震車若しくは救急指導車」  
を「防災体験学習又は起震車等」に改める。

附 則

この訓令は, 平成20年4月1日から施行する。

(消防局安全救急部市民安全課)